

結婚新生活支援補助金について

ご結婚おめでとうございます！

対象者(①～⑥全てに該当する方)

- ① 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦。(夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。)
- ② 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。
- ③ 対象となる住居が山県市内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。
- ④ 他の公的制度に基づく補助及び本制度の補助を受けたことがないこと。
- ⑤ 山県市の市税、国民健康保険税その他市の収入に係る滞納がないこと。
- ⑥ 山県市暴力団排除条例(平成24年山県市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

対象経費

- ・ 一世帯あたりの上限額は以下のとおり
夫婦ともに29歳以下の場合:60万円、それ以外の場合:30万円
- ・ 住居費 婚姻を機に新たに購入した住居の購入費等又は賃貸借に係る費用
- ・ リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用
- ・ 引越費用 (引越業者、運送業者への支払い)



申請時に必要なものもございますので、申請前に子育て支援課まで、ご相談ください。

申請期間

令和5年6月1日～令和6年3月8日(予算の都合により早期終了することがあります。)

山県市子育て支援課 TEL0581-22-6839